

(案)

第54回東大和市民体育大会実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、広く市民の間にスポーツを振興し、あわせて市民の健康増進、体力向上及び相互交流を図るため、東大和市民体育大会（以下「大会」という。）を実施することを目的とする。

(内容)

第2条 大会では、各種スポーツ大会を行う。

(会長及び副会長)

第3条 大会に、会長及び副会長を置く。

2 会長には東大和市長の職にあるものを、副会長には、東大和市教育委員会教育長及び特定非営利活動法人東大和市スポーツ協会会長の職にある者をもって充てる。

3 会長及び副会長の任期は、令和6年3月31日までとする。

(企画運営委員会の設置)

第4条 大会の企画、運営及び競技種目の細部について検討するため、東大和市スポーツ大会企画運営委員会を設置する。

(日程)

第5条 大会の日程は、東大和市スポーツ大会企画運営委員会で別に定める。

(庶務)

第6条 大会の庶務は、東大和市教育委員会教育部生涯学習課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年 月 日から施行する。